

第 6 期久米南町障害福祉計画
第 2 期久米南町障害児福祉計画

令和 3 年 3 月

久米南町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	5
1-3 計画の対象者	5
1-4 計画期間	5
1-5 計画策定の体制	6
1-6 計画の推進体制	7
第2章 障害のある人を取り巻く状況	9
2-1 人口・世帯	9
2-2 手帳所持者数の推移	10
2-3 難病患者の状況	13
2-4 教育上特別な支援を必要とする子どもの状況	14
2-5 障害福祉サービス提供事業所調査の結果	15
第3章 計画の基本的な考え方	22
3-1 基本理念	22
3-2 基本方向	23
第4章 令和5年度の成果目標	25
4-1 施設入所者の地域生活への移行	25
4-2 地域生活支援拠点等の整備方針	27
4-3 福祉施設から一般就労への移行	28
4-4 障害児支援の提供体制の整備等	30
4-5 相談支援体制の充実・強化等	32
4-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	33
第5章 障害福祉サービス等の見込み量	34
5-1 訪問系サービス	34
5-2 日中活動系サービス	36
5-3 居住系サービス	39
5-4 相談支援サービス	40

第6章 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量	42
6-1 児童発達支援等	42
6-2 子ども・子育て支援等	44
第7章 地域生活支援事業の見込み量	45
第8章 障害者施策の推進	49
8-1 発達障害のある人等への支援	49
8-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
8-3 相談支援体制の充実・強化のための取組	51
資料	52
1 久米南町障害福祉計画策定委員会	52
2 計画策定経過	55

第1章 計画の策定にあたって

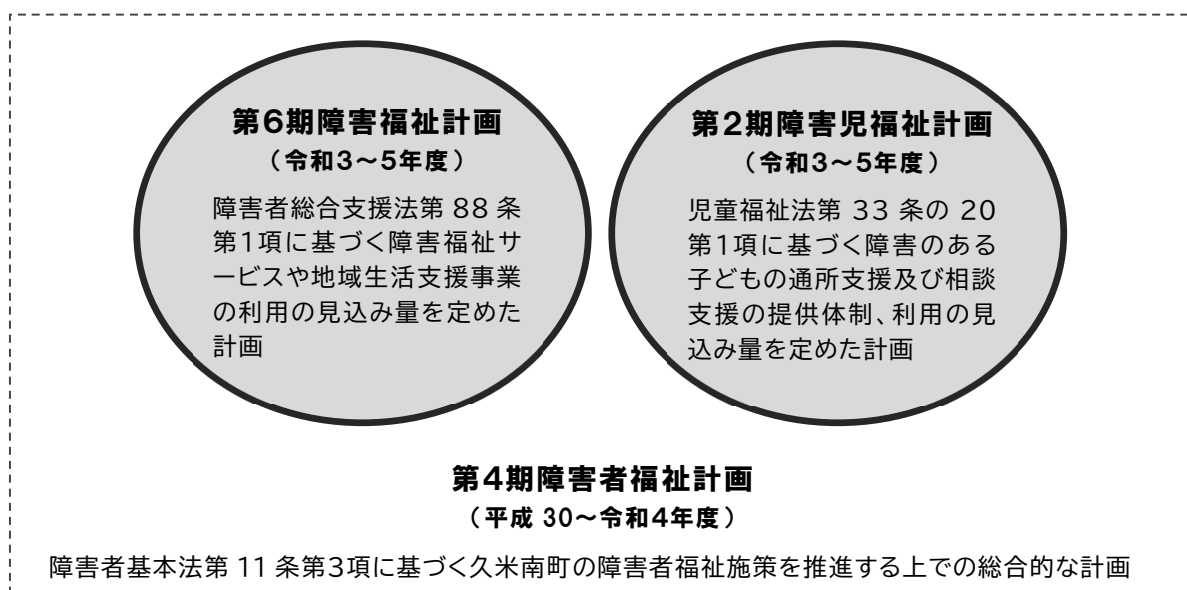
1-1 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づく障害福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「第4期久米南町障害者福祉計画（平成30～令和4年度）」を平成30年3月に策定しました。

また、同時期に障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として「障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「障害児福祉計画」も策定しました。

このうち、後者の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、計画期間が令和2年度で終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。これらを踏まえ、「第6期久米南町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

図表 1-1 今回策定する計画



国が示す障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の概要

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

<p>障害福祉計画・ 障害児福祉計画の 目的</p>	<p>障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とする。</p>
<p>計画期間</p>	<p>令和3年度～令和5年度</p>
<p>計画の基本的理念</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4. 地域共生社会の実現に向けた取組 5. 障害児の健やかな育成のための発達支援 6. 障害福祉人材の確保 7. 障害者の社会参加を支える取組
<p>障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進 5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 6. 依存症対策の推進
<p>相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談支援体制の構築 2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3. 発達障害者等に対する支援 4. 協議会の設置等

<p>障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域支援体制の構築 2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3. 地域社会への参加・包容の推進 4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 5. 障害児相談支援の提供体制の確保
<p>成果目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 4. 福祉施設から一般就労への移行等 5. 障害児支援の提供体制の整備等 6. 相談支援体制の充実・強化等 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

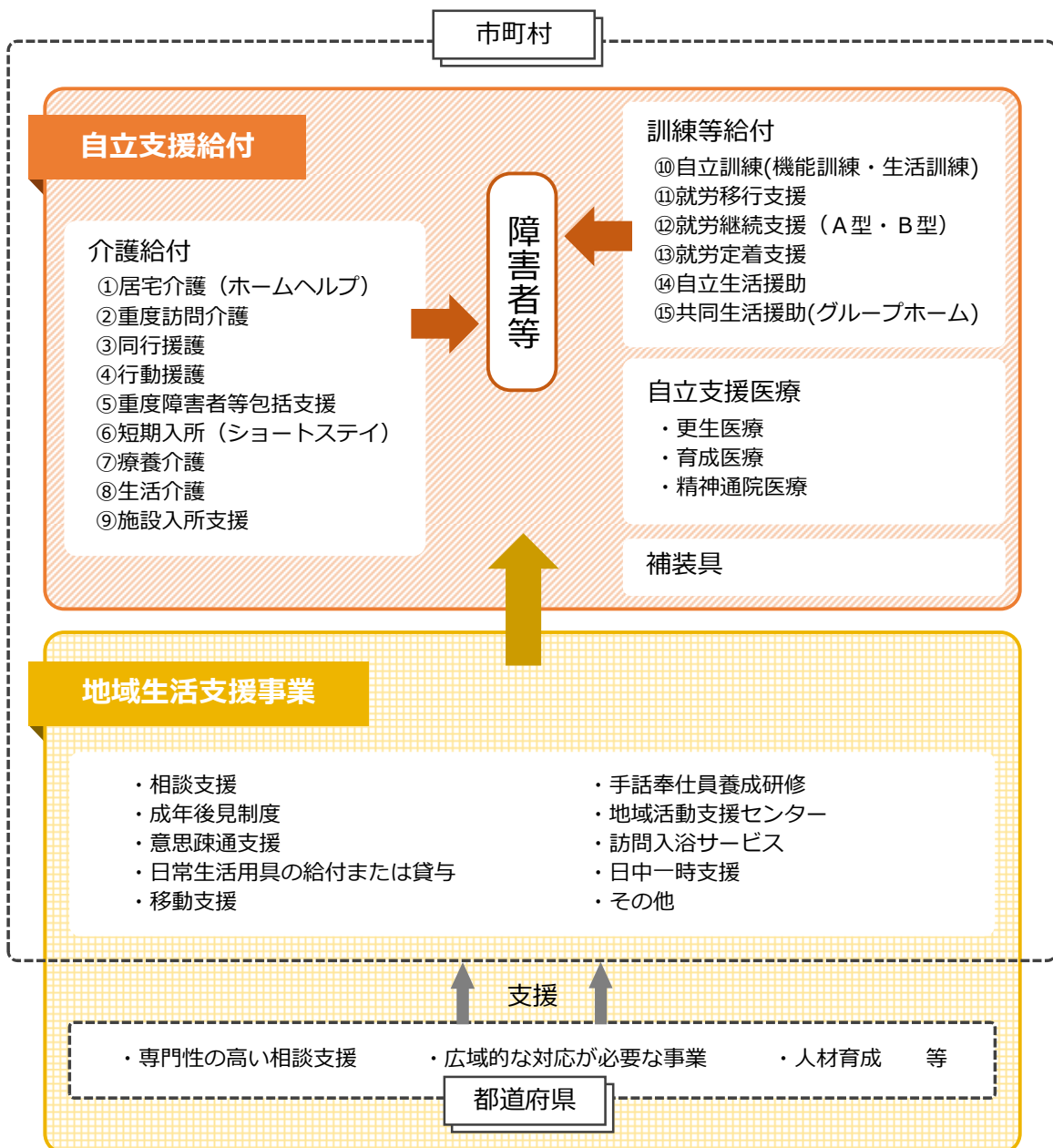
※都道府県分も含む

障害者総合支援法に基づくサービス体系

障害福祉サービス等は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

図表 1-2 障害福祉サービス等の体系(概念図)



1-2 計画の位置づけ

第6期久米南町障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定に基づく市町村計画です。

一方、第2期久米南町障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村計画です。

また、両計画ともに本町の最上位計画となる「久米南町第5次振興計画（後期基本計画：平成29～令和3年度）」をはじめ、国や県の関連計画との整合性を確保します。

1-3 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

また「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

1-4 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、関連制度や法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

1-5 計画策定の体制

(1) 計画策定委員会

関係団体の代表や有識者等からなる「久米南町障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容を協議しました。

(2) 事務局

保健福祉課が事務局となり、久米南町障害福祉計画策定委員会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般に係る事務を行いました。

(3) 障害福祉サービス提供事業所調査の実施

障害福祉サービスを提供する事業所の状況や本町のサービス提供体制に関する意向等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

図表 1-3 障害福祉サービス提供事業所調査の実施概要

(単位:票)

調査名	障害福祉サービス提供事業所調査	
実施時期	令和2年 11 月	
調査対象	久米南町が支給決定し、現在利用している障害福祉サービス等提供事業所(津山圏域内の相談支援事業所を含む)	
調査方法	電子メール・自己記入	
調査票配布数	43	100.0%
有効回収票数(集計対象)	30	69.8%

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和2年12月21日(月)から令和3年1月21日(木)まで、計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1-6 計画の推進体制

(1) 町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために保健福祉課が事務局となり、計画策定委員会等で実施状況を点検・評価し、その結果を町ホームページ等で公表します。必要に応じて各種施策の見直しを行います。

(2) 圏域での連携

障害者代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「津山地域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行うとともに、幅広い意見交換を図り、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種有資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスの提供に努めます。

(3) 行政職員の資質向上

複雑・多様化した住民ニーズに対して柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じて、行政職員の障害のある人等への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

(4) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設等がそれぞれの役割を担い、相互に協力できるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

障害のある人と直接的に関わる身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し体制強化に寄与します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(5)計画の普及・啓発

本計画について、計画書のほか、広報紙や町ホームページ等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

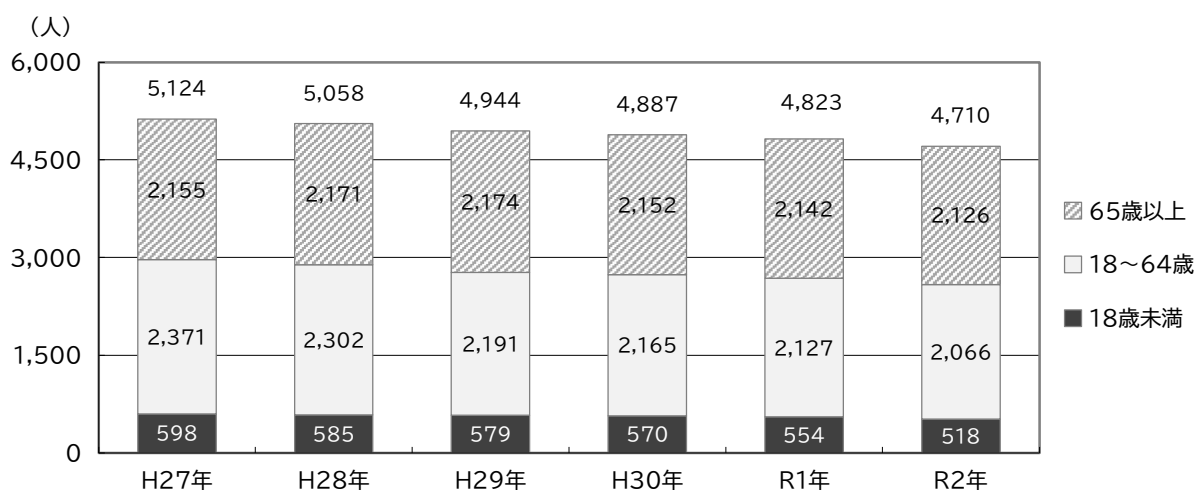
第2章 障害のある人を取り巻く状況

2-1 人口・世帯

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年10月現在4,710人（5年前の平成27年に対して約414人の減少）となっています。総人口が減少する中、65歳以上人口は横ばいに推移しているため、高齢化率は上昇しています。

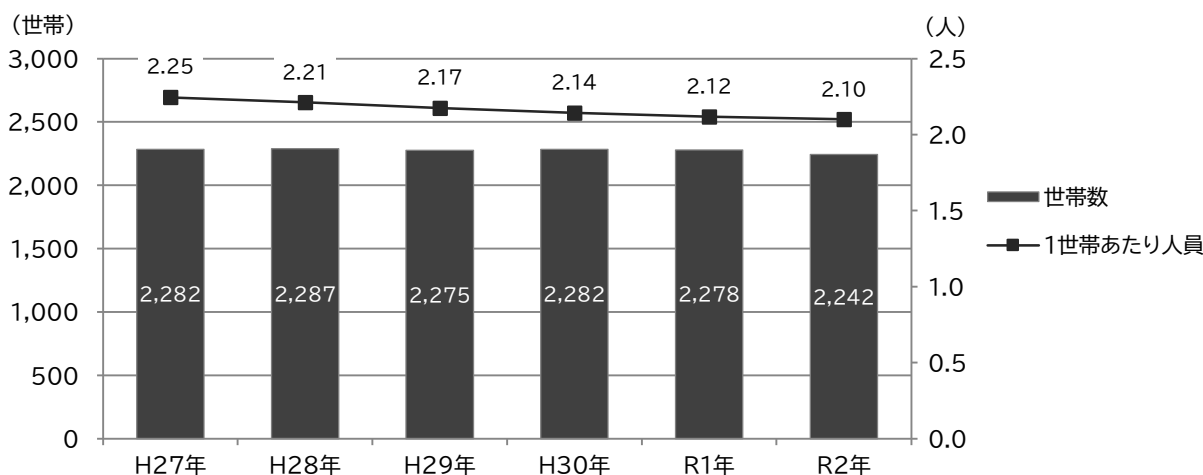
世帯数は、令和2年10月1日現在で2,242世帯となっており、概ね横ばいで推移しています。1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成27年の2.25人から令和2年には2.10人となっており、核家族化やひとり暮らしの増加がうかがえます。

図表 2-1 人口の推移



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

図表 2-2 世帯の推移



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

2-2 手帳所持者数の推移

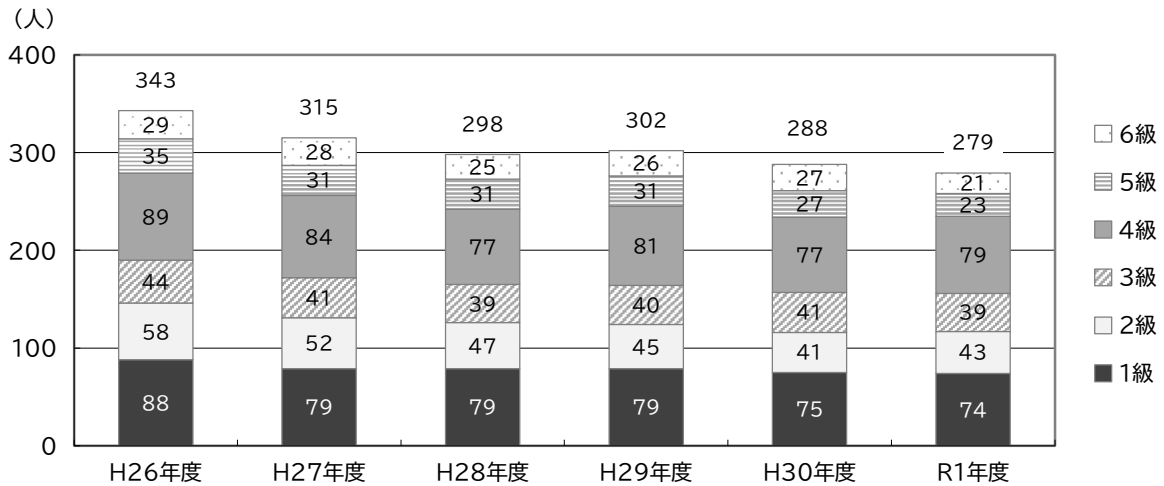
(1) 身体障害者

令和元年3月末現在の身体障害者手帳所持者は 279 人となっており、減少傾向が続いています。

手帳の等級分布をみると、2級・5級・6級は減少、1級・3級・4級は増加傾向にあります。種別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が60%強、「内部障害」が20%前後で推移しています。

年齢の内訳では65歳以上の高齢者が80%を超え、高齢化がみられます。

図表 2-3 身体障害者手帳所持者の等級別推移



※各年度3月末現在

図表 2-4 身体障害者手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1級	25.7	25.1	26.5	26.2	26.0	26.5
2級	16.9	16.5	15.8	14.9	14.2	15.4
3級	12.8	13.0	13.1	13.2	14.2	14.0
4級	25.9	26.7	25.8	26.8	26.7	28.3
5級	10.2	9.8	10.4	10.3	9.4	8.2
6級	8.5	8.9	8.4	8.6	9.4	7.5

※各年度3月末現在

図表 2-5 身体障害者手帳所持者の種類別割合 (単位:%)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
視覚障害	5.4	5.4	6.5	6.4	6.5	6.0
聴覚・平衡機能障害	7.9	8.0	8.1	8.3	8.5	7.8
音声・言語そしゃく機能障害	2.6	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	63.6	63.9	62.1	61.6	60.6	61.2
内部障害	20.5	20.4	20.9	21.3	22.0	22.4

※各年度 3 月末現在

図表 2-6 身体障害者手帳所持者の年齢別割合 (単位:%)

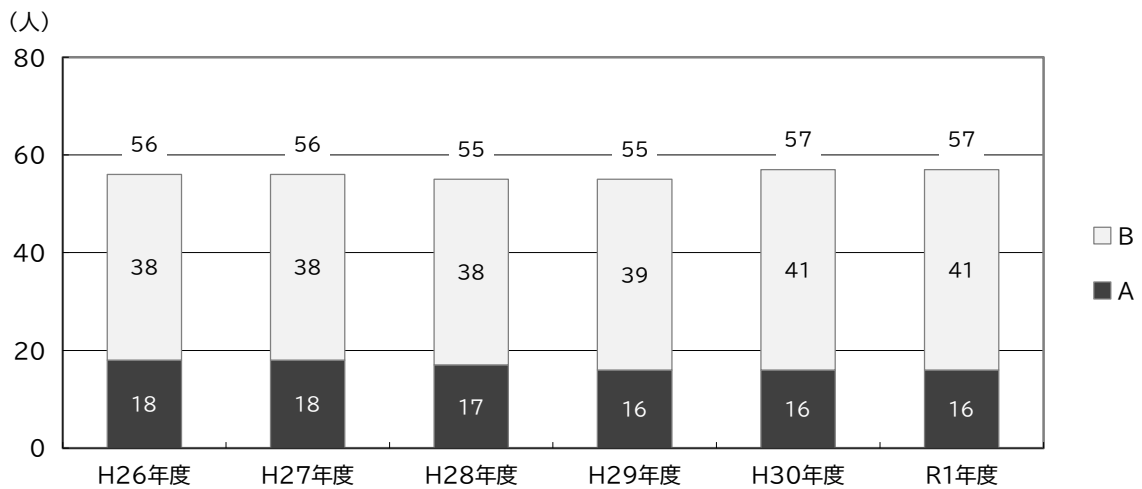
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
18歳未満	0.6	1.0	1.0	1.0	1.4	1.4
18～64歳	14.0	13.0	11.7	12.3	13.9	15.4
65歳以上	85.4	86.0	87.2	86.8	84.7	83.2

※各年度 3 月末現在

(2)知的障害者

令和2年3月末現在の療育手帳所持者は57人となっており、横ばいで推移しています。手帳の判定分布をみると、重度(A)が約30%弱、軽度(B)が70%強となっています。年齢については、18～64歳が約半数を占め、65歳以上が30%強、18歳未満が20%弱という状況です。

図表 2-7 療育手帳所持者の等級別推移



※各年度 3 月末現在

図表 2-8 療育手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
A	32.1	32.1	30.9	29.1	28.1	28.1
B	67.9	67.9	69.1	70.9	71.9	71.9

※各年度 3 月末現在

図表 2-9 療育手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
18 歳未満	14.3	16.1	18.2	20.0	22.8	17.5
18~64 歳	50.0	48.2	49.1	45.5	43.9	49.1
65 歳以上	35.7	35.7	32.7	34.5	33.3	33.3

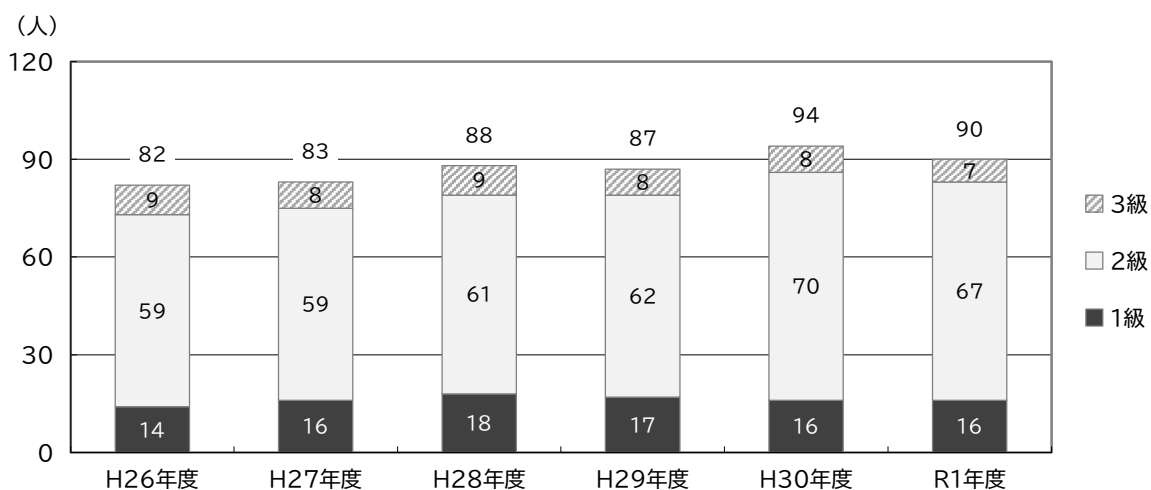
※各年度 3 月末現在

(3)精神障害者

令和 2 年 3 月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は 90 人で、ほぼ横ばいで推移しています。

手帳の等級分布をみると、2 級が約 70%強を占めて最も高くなっています。年齢については、18~64 歳が 65%程度を占めています。

図表 2-10 療育手帳所持者の等級別推移



※各年度 3 月末現在

図表 2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合 (単位:%)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1級	17.1	19.3	20.5	19.5	17.0	17.8
2級	72.0	71.1	69.3	71.3	74.5	74.4
3級	11.0	9.6	10.2	9.2	8.5	7.8

※各年度 3 月末現在

図表 2-12 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合 (単位:%)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
18 歳未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
18~64 歳	82.9	79.5	75.0	66.7	67.0	64.4
65 歳以上	17.1	20.5	25.0	33.3	33.0	34.4

※各年度 3 月末現在

2-3 難病患者の状況

令和元年 7 月 1 日より障害福祉サービス等の対象となる難病は 333 疾病となっています。身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。本町の特定疾患医療受給者証所持者は 40 人強で推移しています。

難病の申請等については岡山県が実施していますが、町でも難病患者に対する相談を受け付けています。

図表 2-13 特定疾患医療受給者証所持者の推移 (単位:人)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
特定疾患医療受給者証所持者	55	54	52	41	42	43

※各年度 3 月末現在

2-4 教育上特別な支援を必要とする子どもの状況

令和2年4月1日現在、町内の小・中学校に6学級の特別支援学級があり、学級に通う児童・生徒数は計14人となっています。

図表 2-14 町内小・中学校の特別支援学級設置状況 (単位:人)

種別	単位	弓削小	誕生寺小	神目小	久米南中
情緒	学級数	1	1	1	1
	人数	3	2	3	1
知的	学級数	0	0	1	1
	人数	0	0	1	4

※町教育委員会(令和2年4月1日現在)

図表 2-15 県立誕生寺支援学校の地域別就学状況 (単位:人)

種別		内訳						計	
		久米南町	津山市	鏡野町	美咲町	勝英地域	真庭地域		その他
小学部	知的障害	2	25	3	3	8	4	6	51
	肢体不自由	1	6	1	0	2	1	1	12
中学部	知的障害	0	21	1	4	6	2	4	38
	肢体不自由	0	3	1	1	0	1	0	6
高等部	知的障害	2	65	4	8	25	14	7	125
	肢体不自由	1	3	0	1	1	4	1	11
合計	知的障害	4	111	8	15	39	20	17	214
	肢体不自由	2	12	2	2	3	6	2	29

※県立誕生寺支援学校(令和2年4月1日現在)

誕生寺支援学校では、誕生寺支援学校後援会のバックアップにより、JR弓削駅舎内にアンテナショップとして『野の花ショップ～夢元(ゆげ)～』を開店しています。

作業学習で製作した作業製品の販売や喫茶での接遇は社会に出る前に「働く」ことを体験できる貴重な機会となっています。高等部の生徒が駅前ロータリーへ植えた四季の花々とお客様をお迎えし、地域の方々の憩いの場や卒業生の拠りどころとなっています。久米南町文化センター等においても「移動アンテナショップ」として、販売活動を行っています。

2-5 障害福祉サービス提供事業所調査の結果

(1) 運営に関する課題

多くの事業所で人材確保とサービスの質の向上が大きな課題となっています。

図表 2-16 運営に関する課題

項目	割合
新規利用者の獲得	26.7%
従業員の確保・定着	70.0%
施設・設備の復旧・整備	36.7%
サービスの質の向上	56.7%
利用者からの苦情等への対応	3.3%
制度改正への対応	6.7%
収支バランス	53.3%
その他	10.0%
無回答	0.0%

(2) 新型コロナウイルス感染症対策での課題

人材の確保や入所者のケア、障害特性による個々での対応の困難さ、発生した場合の対応など事業所における対策の難しさがうかがえます。

その他、訪問・面会の制限によるニーズ把握や家族支援の難しさ、体験やサービス利用のつながりにくさを挙げている事業所もあり、課題は多岐にわたります。

● 入所者の外出、外泊、家族の面会などの制限の長期化による精神面への影響
● コロナ感染予防を継続すること（検温、マスク、消毒、3密対策）
● 虐待ケース（分離が必要）や緊急避難目的の相談が来た場合の受け入れ事業所の確保
● 施設内に感染者が出た際の対応。職員配置。クラスターが発生した場合の対応。
● 利用者の健康管理、休日等の行動などを把握するのが難しく、利用中の感染対策はできても、それ以外は難しい。
● 知的障害を持たれている方はソーシャルディスタンスを保つことが非常に難しく、万が一、事業者内で感染者が発生した場合、クラスターになりやすいと思う。

● 感覚過敏などが影響しマスクの着用が難しい利用児も多く、移動や食事補助などでスタッフと密着せざるを得ない状況がある。幼児だと、そばに寄りコミュニケーションをとるので、密の状況が避けられない。
● 医療機関であり集団生活でもあるため、面会や外泊、外出は制限せざるを得ず、ご家族との関係を保っていくための工夫。リモートでも実施したが、高齢のご家族にとっては、機器の操作が困難であったり説明も難しかったりした。
● 感染拡大により、各サービス提供事業所の営業休止が相次いだ場合の対応。
● 当事業所を含め事業所への立ち入りが厳しくなったことで、ケース会議や担当者会議などが延期になることもあり情報共有がしにくい。利用者の行動把握がすべてできるわけではないので、感染地域への往来などしていないか確認しづらい。
● 自閉的傾向や行動障害のある利用者が感染した場合の隔離方法や対応
● ご利用者に感染症が発生した場合、医療機関の入院受け入れが困難な場合、ゾーニングを想定しているが、最大対応数（発生棟により違う）を上回る時の対応。
● 適切な対応ではなく、過剰な対応による支援者間の心労。利用者個々の理解度の違い。（実際の社会的な状況を認識する部分の弱さ）
● 利用中の利用者の体調不良時の対応がしにくい。（迎え対応がしてもらえない・一時的に利用できる部屋がないなど）

(3)その他事業所で抱える課題

事業所間での連携、事業所の機能と家族のニーズのずれ、他の制度への移行の難しさなどの回答がありました。

● 入所ご利用者様の重度化・高齢化が顕著であるが、施設移行先の受け皿もなく本来、当施設に求められる役割が十分担えていないように思われる。
● 短期入所利用を制限（受け入れ中止）していることによる利用者、家族の負担が大きい。
● 退職や増員のため、新規職員を募集してもすぐには集まらず、また、経験者・未経験者問わず定着に至らないこともあり、人材育成・組織強化が難しい。
● 学校と事業所との連携（各機関で本人の見立てや支援方針が違うこと、家族のニーズと各機関の役割のずれが生じている場合の軌道修正など）。担当児についての共通理解が難しい。
● 本来は他機関で対応すべき問題、サービス提供事業所内部で解決できる（すべき）問題まで相談員が対応せざるを得ない事もある。それぞれの役割分担を明確にしていくことや、相談員の役割についての周知を深めていくことが課題と感じる。
● 訪問や送迎の範囲外に住んでいる方への支援体制

● 施設の役割上、地域移行の中で法人等のグループホームを利用することになるが、地域の支援としての質が担保されていない事業所が増えている。安心した地域生活を営むための地域支援を担うサービスの質の向上が課題と感じる。
● 利用者人数が多く、必要なモニタリングが組めない。頻回の相談が必要な方を支援するのに十分な時間が確保できない。
● 複数の事業所を利用している利用者ケースでは、単発的な支援になりやすく、積み重ねの支援がしにくい。また、事業所同士の情報共有も難しい。

(4)当事者及び家族支援を行う中で寄せられる要望や課題

福祉サービスや施設内のサービス内容、関係機関との連携、交流の場がほしいなど多くの要望・課題の回答がありました。

また、親亡き後への不安や成年後見制度の利用、入所できる施設がほしいなど、家族の高齢化に伴う要望もありました。

● 支援度の高い強度行動障害の利用者の受け入れ
● 障害者雇用でお仕事をされている方の交流会（レクやピアサポートみたいな情報交換）
● 困り感のあるお子さんの保護者の交流会
● 中～重度利用者の家族（保護者）の高齢化が進んでおり、それに伴い自宅での生活が困難になり施設入所が急務となっている事例がしばしば出てきているが、昨今の入所施設は入所待機待ちのところが多く、スムーズに移行することが難しい。
● 外出や外泊時に使える在宅サービスがあればよい。市町村によっては入浴サービス（訪問看護等）を使えるところもある。家族も高齢になっているところも多く、移動や介護を手伝ってもらえるサービスを利用できれば助かるのではないか。
● 地域や利用児が過ごす場所との連携をとってほしい。支援方法（PECS等）を地域でも取り入れてほしい。関連機関で話し合う場所を設けてほしい。
● 医療ケアが必要なお子さんの入園先。医療ケアが必要なお子さんの保護者は困られていると感じる。
● 親亡き後の生活や子どもの行き場所の確保
● 今後の金銭管理を含めた成年後見制度の利用。費用面や受け手不足が課題と感じる。
● 家族の機能が低下しており、保護者会としての活動が年々難しくなっている。保護者としての活動をどのように展開していくかの質問が多い。
● 安定した収入を得ることが難しく、生活が困窮する。収入源を確保してほしい。
● 毎日、悩みを聞いてほしい。（毎日訪問することや長電話等は困難）

● 当事者より家族のニーズが多く、支援対象者がぶれる。家族の問題を解決しないと当事者の支援までたどり着かない。
● 利用者と家族親族が疎遠になりがち。(家族の高齢化や親族が遠隔地で生活している実情がある)
● 福祉サービスの数の少なさを相談される。特に生活の場の確保が難しい。
● サービス提供事業所との関係や相性がよくないとの要望。(その際に穏便に事業所変更をする難しさを感じる)
● 遠方からの利用者も多く、自宅からの通勤が難しく、グループホームへの入所希望が多く寄せられている。

(5)発達障害のある方に対する支援での課題

個々の障害特性に応じた対応の困難さや人員配置での課題、発達障害に対する職員のスキルの向上や家族の障害受容に関する課題など、さまざまな回答がありました。

● 精神不安定になる事があり、なぜそのような状況になっているのか理解しにくい。粘り強く話を聞けば、原因を伝えてくれ解決はできる。他の利用者とコミュニケーションがとれず、孤独になっている事が多く、職員が付きっきりになる事が多々ある。
● 個々の障害特性に寄り添った支援が必要であると考えるが、それには専門的な知識が必要で、経験の浅い支援員には難しいと感じる。
● 療育機関の不足
● 利用児自身が、自分の苦手なこと、得意なこと、求めていることを発信できない場合が多いため、関わる大人たちで話し合い、利用児の気持ちを想像、代弁し、環境を整えていく必要がある。
● 障害特性の理解の必要性。専門的な学習の機会が必要。
● 保護者の障害受容の難しさ
● 本来の療育に必要な日数以上に支給量を希望される保護者もあり、保護者と現場での療育に対する姿勢が異なることがある。
● 支援方法が多岐にわたるため、統一した支援方法を確立するまで時間がかかる。
● クールダウンできるスペース、個別に作業するスペースなどが不足しており、構造化した支援に限界がある。
● 利用者の障害特性の中にある発達障害等で医療と関わる当事者の医療面との連携が課題となるが、リンクしていくことが難しいケースも多い。家族が理解できていない、現実的には家族がマイナスの関わり方になっているケースが多い。
● 色々なことが理解できず、勘違いし、トラブルになることがある。(何度も説明するが違う理解をする) 金銭管理ができず、金銭トラブルが多い。

● 精神障害、精神遅滞、身体障害など他の障害の利用者と同一の活動を行うこと。
● 学校卒業後、地域から孤立しやすい。就労はもちろん、生活自体がとても困難。地域の中で生きる力を身に着けることが必要。
● 成人になって発見された自閉症者へのアプローチが困難。
● 外見や話し方等では、わかりづらい障害で、いわゆる「変な人、困った人」としてみられており、特性として、できない事が多く、色んな作業などを体験して本人の得意、不得意を見つけることが短期間の実習では難しい。
● 児童発達支援、放課後等デイサービスで受けた療育を大人になった時に同じように環境面等配慮されていないことが多い。

(6)久米南町及び津山圏域内で不足しているサービス

障害福祉サービスの中では、施設入所、共同生活援助、短期入所など、地域生活支援事業の中では、日中一時支援事業所が必要との意見が多くあり、入所先や緊急時の受け入れ先、預かりの場所が必要なことがわかります。

また、医療的ケアが必要な方へのサービスが不足しているという意見もありました。

図表 2-17 久米南町及び津山圏域内で不足しているサービス

項目	割合
障害福祉サービス ※1	56.7%
障害児通所サービス ※2	20.0%
地域生活支援事業 ※3	23.3%
医療機関	30.0%
成年後見人	20.0%
その他 ※4	10.0%
無回答	23.3%

※1 障害福祉サービス

生活介護、共同生活援助、就労継続支援A型、施設入所支援、短期入所、計画相談支援、居宅介護、就労継続支援B型

※2 障害児通所サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援※

※3 地域生活支援事業

日中一時支援、入浴支援

※4 その他

権利擁護センター、中核機関、町民後見人、重症心身障害児の支援（療育・リハビリ）、医療的ケア児が利用できるサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護、短期入所、日中一時支援）

(7)地域生活支援拠点等事業で取り組んでほしいこと

医療的なケアが必要な方の受け入れ先の確保や体験の場の設定、関係機関との連携について等の要望がありました。

● 人材育成や体験の場の設定
● 医療ケア児、障害児が利用できる緊急受け入れ施設がほしい
● 相談支援事業所の機能の充実と向上。短期入所等の受け入れの場の確保と拡大。
● 地域で暮らしている方の実態把握をしていただき、いざという時に、個人情報を支障のない範囲で、できる限り提供していただくことで、支援現場も安心して対応ができると感じる。(例：アレルギーがあるかないか、既往歴や服薬情報など)
● 相談業務については、さまざまな分野に応えられるように、分野ごと（障害種別など）に詳しいスタッフを複数配置してほしい。
● 緊急時には入所までの時間が重要になると思われるが、夜間帯等の相談では翌日に持ち越されないかが心配。

(8)精神障害のある方に対する支援での課題、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムで取り組んでほしいこと

独居やひきこもりの対策や事業所の確保、制度についての周知や地域の方への理解を深めてほしいとの回答がありました。

● 精神障害のある人が自宅等にひきこもっている事例も多く、行政をはじめとする関係団体が手を差し伸べていく必要がある。医療や福祉サービスにまだつなげられていないケースが埋もれているとも感じるので、そういったことに気が付くような体制も構築してもらいたい。
● 精神障害のある人の就労について、なかなか結果が出ないことが多い。たとえ就労してもすぐに辞めたり、場所を転々とするなど定着ができない。
● いざという時の精神科等の受け入れなどのバックアップが今以上に必要と感じる。
● 精神障害の方の関わり方等を医療機関などからアドバイスを頂けるような体制を望む。
● 服薬・通院の維持継続が、地域で暮らす方には課題だと感じる。断薬、拒薬、通院の中断で調子を崩すケースが多いと感じるので、それをサポートできる体制を構築できればと思う。
● 自宅に帰るまでの支援の場が福祉の場にも必要。通過型のグループホームがあると、地域移行がしやすい。

- 現場のスタッフの知識の差が大きいので、県北で支援者向けの研修会があると支援の充実が期待できる。支援の知識という部分でニーズを拾い上げてもらい、具体的な目標設定をして研修会を継続的に開催してほしい。
- 地域の方々に精神障害の事(特性など)を理解してもらおう。または関わってもらいやすい環境(雰囲気)づくり。知ってもらうことで理解を深めていくことが必要と思われるが、どのように進めればよいか課題。

(9)行政に期待する取組

利用者や家族への情報提供や相談体制の充実が重要となっています。また、人材確保への取組も求められています。

図表 2-18 行政に期待する取組

項目	割合
障害のある人及び家族に関する各種制度の周知と理解促進	70.0%
制度改正に関する情報提供や相談指導	43.3%
利用者へのサービス提供事業者に関する情報提供の充実	40.0%
サービス提供事業者間の交流機会の設定	20.0%
サービス提供事業者と行政との情報交換機会の充実	33.3%
サービス提供事業者に対する研修会の開催	30.0%
福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保	63.3%
その他	6.7%
特に期待することはない	0.0%
無回答	6.7%

(10)自由意見

- 障害のある方が安心して暮らせる住居の確保、支援者の育成、事業所づくりに取り組んでほしい。本人が暮らし慣れた地域から離れなくても、サポートを受けられる体制を充実させてほしい。
- 自宅にヘルパーを求めている方がいるが、近隣にヘルパーステーションがないという理由で利用できないという問題があるため、そういった事案に取り組んでほしい。
- 利用者の高齢・重度化に対応した施策の充実を期待します。
- 障害のある人等に限らず、社会的弱者といわれる方々が住みやすい地域になればよい。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

障害者総合支援法では、ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や有無に関わりなく、障害のある人が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような地域社会づくりを一層進めていくことが求められています。

本町では、これまで「障害のある人もない人も、ともに生きる社会こそ正常である」という考え方にに基づき、「自立と共生と尊厳」を実現する社会を目指して、各種障害福祉施策を展開してきました。

こうした認識のもと、住民相互の助け合いや行政サービス等により、町民の誰もが住み慣れた地域や家庭で自分らしく安心して、いきいきと自立した生活が送れるような町を目指す障害者施策を基本的な方向とします。

これを踏まえ、本計画の理念（目指す姿）を、

一人一人の多様な生き方の実現を目指す久米南町

と定め、久米南町に住むすべての人が安心して幸せな生活を送ることができるように努めていきます。

3-2 基本方向

計画の基本理念の実現、国が示している基本的な指針を踏まえ、本計画の基本方向を次のように設定します。

(1)障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人や子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2)身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

障害のある人や子どもが身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、町が実施主体となって、国・県の支援を受けつつ、引き続き障害福祉サービスの充実を図ります。

(3)地域生活への移行と継続的な支援

障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援の拠点づくりや、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。

今後、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、中長期的な視点に立ち各種支援策を継続します。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組の推進

すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりに努めます。制度の縦割りを超えた柔軟な公的サービスを提供するとともに、地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5)障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別に関わらず、障害の特性に応じた質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。

また、ライフステージに沿って、地域の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の程度や状態により、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加やインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）を推進します。

さらに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子どもが専門的な支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6)障害福祉サービスを担う人材の確保

将来にわたって質の高い障害福祉サービス等を安定的に提供していくために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化、また、処遇や職場環境の改善により、職場の定着率を高めるなど、関係者が協力して取り組んでいきます。

第4章 令和5年度の成果目標

4-1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本的な指針

- 令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
 - 当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。
 - 当該目標値の設定にあたっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
 - なお、施設入所者数の設定のうち、新たに施設へ入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。
- ※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となって当該施設に引き続き入所している者は含めない。

前回計画のまとめ

施設入所者9人のうち1名の地域移行を目標としていましたが、実績はありませんでした。

町の目標設定

項目	数値	備考
基準年の入所者数 (A)	9人	令和元年度末時点の障害者支援施設入所者数
目標年度の入所者数 (B)	8人	令和5年度末の入所者数見込み
削減見込み (A-B)	1人 (11.1%)	施設入所者減少数 (1.6%以上削減することを基本)

地域生活移行者数	1人 (11.1%)	施設入所からGH等へ移行した者の数 目標数値は令和5年度末(令和元年度末時点の入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本)
----------	---------------	--

基本的な考え方	<input type="checkbox"/> 施設入所から地域への移行を希望する人について、円滑に地域生活へ移行できるよう支援を行います。 <input type="checkbox"/> 地域での生活が継続できるよう、居宅での生活を支援する訪問系サービス、訓練の場・創作活動の場・憩いの場である日中活動系サービス及び日常生活上のさまざまな問題に対応するための相談支援の充実を図ります。
---------	--

4-2 地域生活支援拠点等の整備方針

国の基本的な指針

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<p>前回計画のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 津山圏域での設置に向け、津山圏域の1市3町及び津山地域のすべての短期入所事業所で緊急時の受け入れ・対応についての協議を行いました。 □ 協議の結果、10月1日から津山地域障害者基幹相談支援センター内に拠点のコーディネーターを配置し、12月1日から、拠点の5つの機能のうち、相談、緊急時の受け入れ・対応の2つの機能を備えた拠点を圏域で設置しました。 □ 相談の機能においては津山地域障害者基幹相談支援センターが、緊急時の受け入れ・対応については、津山地域のすべての短期入所事業所による輪番での対応を行っています。
-----------------	---

町の目標設定

項目	目標
拠点の整備	圏域で整備した拠点を運用し、適切な支援に努めていきます。

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 年3回程度、津山地域の行政担当者、短期入所事業所、委託相談支援事業所で構成された「地域生活支援拠点連絡会」を開催し、緊急受け入れ後の事後検証等を実施します。 □ 緊急受け入れがない場合でも、他の拠点の事例をもとに受け入れを行う場合の検証を行います。 □ 拠点の機能の追加に関しても、あわせて検討を行っていきます。
----------------	--

4-3 福祉施設から一般就労への移行

国の基本的な指針

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

事業ごとの目標値

就労移行支援	1.30倍以上
就労継続支援A型	1.26倍以上
就労継続支援B型	1.23倍以上

- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。

就労定着支援事業の利用者数

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用する。

就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

前回計画のまとめ	<input type="checkbox"/> 1名の一般就労への移行を目標としていましたが、実績はありませんでした。
----------	--

町の目標設定

項目	数値	備考
基準年の 一般就労移行者数 (A)	0人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の 一般就労移行者数 (B)	1人	福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数 目標数値は令和5年度中(令和元年度実績の1.27倍以上を基本)
(A)のうち 移行支援事業利用者数	0人	
(B)のうち 移行支援事業利用者数	1人	目標数値は令和5年度中(令和元年度実績の1.3倍以上を基本)
(A)のうち 就労継続支援A型利用者数	0人	
(B)のうち 就労継続支援A型利用者数	0人	目標数値は令和5年度中(令和元年度実績の1.26倍以上を基本)

項目	数値	備考
(A)のうち 就労継続支援B型利用者数	0人	
(B)のうち 就労継続支援B型利用者数	0人	目標数値の令和5年度中(令和元年度実績の1.23倍以上を基本)

※福祉施設：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）事業所を指す

項目	数値	備考
令和5年度において 就労移行支援事業等を通じて 一般就労に移行する人数（C）	1人	令和5年度の障害者支援施設入所者数
(C)のうち 就労定着支援事業の 利用者数見込み	1人	
利用者率	10割	7割が利用することを基本
就労定着率8割以上の 事業所の割合	7割	7割以上とすることを基本

基本的な考え方	<input type="checkbox"/> 事業所による生産活動及び就労支援の取組を支援します。 <input type="checkbox"/> 就労へ向けた支援、就労している人への支援、離職後の支援など利用者の状況に応じた支援に取り組みます。
---------	---

4-4 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本的な指針

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

<p>前回計画のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について、市町村での設置・体制構築を目指していましたが、現在圏域に対応可能な事業所があるため、当事業所へ依頼・協議の上、対応できるよう体制を構築しています。 □ 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についても同様で、現在圏域に対応可能な事業所があるため、当事業所へ依頼・協議の上、対応できるよう体制を構築しています。 □ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、平成30年12月に圏域で設置し、関係機関との情報共有や地域課題の確認、対応策の検討や支援体制づくりについて協議を行っています。コーディネーターの配置について現状ではできていないものの、有資格者へ支援を依頼し適切な対応を行っています。
-----------------	--

町の目標設定

項目	目標
児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置	圏域に1か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。
保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築	圏域で体制が構築できているため、事業所や保育園と連携して対象児童の支援を行います。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保	圏域に1か所設置できているため、事業所と連携して対象児童の支援を行います。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	平成30年12月に圏域で設置し、関係機関と協議を行っています。協議の場では、情報共有や地域課題の確認、対応策の検討や支援体制づくりについて協議を行っており、これらについて引き続き協議を行っていきます。
コーディネーターの配置	令和5年度末までに配置します。

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 圏域にある児童発達支援センターと連携し、障害のある子どもへの重層的な地域支援体制の構築を図ります。 □ 圏域にある保育所等訪問支援を実施する事業所へ依頼し、障害児通所支援事業所と保育所等の連携を図ります。 □ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と連携し、必要なサービスが提供できるよう連携を図ります。 □ 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、必要な支援の検討を行います。コーディネーターの配置についてもあわせて検討します。
----------------	--

4-5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本的な指針

- 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

前回計画のまとめ	<input type="checkbox"/> 今回計画から新たに目標設定を行います。
----------	--

町の目標設定

項目	目標
実施体制の確保	津山地域障害者基幹相談支援センターを中心に、体制の充実・強化を図ります。

基本的な考え方	<input type="checkbox"/> 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援が実施できるよう努めます。 <input type="checkbox"/> 地域の相談支援事業者の人材育成支援に努めます。 <input type="checkbox"/> 地域の相談機関との連携強化に取り組みます。
---------	--

4-6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本的な指針

- 都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

前回計画のまとめ

今回計画から新たに目標設定を行います。

町の目標設定

項目	目標
実施体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修に毎年1名以上参加します。 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する機会を年1回以上実施します。

基本的な考え方	<input type="checkbox"/> 都道府県等が実施する障害福祉サービス等の研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等の質を向上させるため、事業所や関係自治体と連携し取り組んでいきます。
---------	---

第5章 障害福祉サービス等の見込み量

5-1 訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅での生活全般の支援や外出時の移動支援を行うサービスで、介護や支援が必要な人が自宅で生活していく上で重要なサービスです。

町内に障害者支援サービスを行う事業所がなく、ヘルパー事業所の確保が課題となっています。また、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成が重要であり、緊急利用の際の確保方法について検討していく必要があります。

(1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 5-1 訪問系サービスの見込み量

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	(実利用者数/月)	1	1	0	0	0	0
	(時間数/月)	2	2	0	0	0	0
重度居宅介護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
同行援護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
行動援護	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(時間数/月)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月実績

▼第5期における実績

居宅介護の利用ニーズはあるものの、圏域に事業所が少なく、サービスの利用につながりにくいのが現状です。

その他のサービスについては、実績がありませんでした。

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> サービス見込み量の確保にあたっては、圏域で連携を図り、サービス調整や情報共有などを通じてサービス基盤の確保に努めていきます。 <input type="checkbox"/> サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、十分なサービスの量と質を確保できるよう、障害福祉サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。 <input type="checkbox"/> 高齢の障害のある人が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービス等との連携の強化に向けた検討を進めます。 <input type="checkbox"/> 医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人が必要な支援を受けられるよう、サービスの確保に努めます。
---------------	---

5-2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害のある人が自立と社会参加の促進を図るため、ニーズに応じた日中活動の場を提供するサービスです。

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護で利用実績があります。

(1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18 か月）】
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】 【長期入院・入所（36 か月）】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等の関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない。）一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 5-2 日中活動系サービスの見込み量

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	(実利用者数/月)	12	14	13	13	13	13
	(人日/月)	265	268	281	280	280	280
自立訓練(機能訓練)	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	(実利用者数/月)	0	0	1	2	1	0
	(人日/月)	0	0	22	44	22	0
就労移行支援	(実利用者数/月)	0	0	0	1	2	2
	(人日/月)	0	0	0	16	32	32
就労継続支援(A型)	(実利用者数/月)	3	4	5	4	4	4
	(人日/月)	54	71	94	85	85	85
就労継続支援(B型)	(実利用者数/月)	10	10	9	11	11	11
	(人日/月)	163	173	165	200	200	200
就労定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
療養介護	(実利用者数/月)	2	2	2	2	2	2
短期入所(福祉型)	(実利用者数/月)	0	1	1	2	2	2
	(人日/月)	0	7	6	10	10	10
短期入所(医療型)	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月実績

▼第5期における実績

就労継続支援A型については、一般就労や就労継続支援B型への移行、就労継続支援B型については、一般就労や就労継続支援A型から移行により利用の増減があります。

また、自立訓練（生活訓練）は支援学校卒業生の利用があり、サービス終了後、就労移行支援からの一般就労を目指しています。

短期入所については、緊急時の利用を想定し支給決定を行っている方がいるものの、なかなか継続的な利用にはつながっていないのが現状です。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により新規の利用を取りやめている事業所もあるため、新規利用が難しくなっています。

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none">□ サービス見込み量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。□ 障害特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、事業所の拡充や新規参入を促進します。□ 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成や確保に努めます。□ 津山地域自立支援協議会を通じて事業者間の連携を図り、就労意欲に応える体制づくりを推進します。□ 利便性、対応力の向上等による、緊急時の受け入れ体制の確保に努めます。□ 医療的ケアが必要な人や児童を対象とする短期入所のサービス確保に向けて、引き続き検討を行います。
---------------	--

5-3 居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

(1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 5-3 居住系サービスの見込み量

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立支援援助	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	(実利用者数/月)	9	9	7	8	8	8
施設入所支援	(実利用者数/月)	9	9	10	11	11	11

※令和2年度は9月実績

▼第5期における実績

共同生活援助（グループホーム）は利用減、施設入所支援は利用増となっています。

依然として入所系サービスのニーズは高いですが、満床のため利用できないケースもあります。

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> □ 第6期のサービス見込み量は、福祉施設からの地域移行の受け入れ先の必要性等を勘案して設定しました。 □ 地域生活への移行を実現するため、地域における社会資源の整備等に取り組みます。 □ 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。 □ 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。 □ 真に必要な人が入所できるよう、待機者や入所中の障害のある人の状況確認を行います。
---------------	--

5-4 相談支援サービス

サービス等利用計画の作成をはじめ、施設や病院から地域へ移行について相談を行うサービスです。

(1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する人に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 5-4 相談支援サービスの見込み量

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	34	37	35	37	37	37
地域移行支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月実績

▼第5期における実績

計画相談支援については、概ね見込み量どおりの利用実績で推移しています。

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> □ 第6期のサービス見込み量は、第5期の利用状況を勘案しつつ設定しました。 □ サービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援の実施に努めます。 □ 地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。
---------------	--

第6章 障害のある児童を支援するサービス等の見込み量

6-1 児童発達支援等

通所によりさまざまな訓練を行う児童発達支援や放課後等デイサービスをはじめ、支援の必要な児童を対象としたサービスです。

(1)サービスの種別と概要

サービス種別	概要
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通い、児童発達支援及び治療を受けるものです。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。
保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設（保育所等）を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケアが必要な児童の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者（コーディネーター）を配置します。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 6-1 児童発達支援等の見込み量

サービス種別		第1期障害児福祉計画 実績			第2期障害児福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	(実利用者数/月)	6	5	7	6	6	6
	(人日/月)	16	31	22	18	18	18
医療型児童発達支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	(実利用者数/月)	5	3	6	5	5	5
	(人日/月)	13	5	18	20	20	20
保育所等訪問支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	(実利用者数/月)	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	(実利用者数/月)	12	9	13	11	11	11
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	(配置人数)	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は9月実績

▼第5期における実績

児童発達支援、放課後等デイサービスともに、利用者・サービス量は増加しています。理由の1つとして、保育士・保健師・心理士等の専門職の連携により、療育が必要な児の保護者の理解が進んだことなどが考えられます。

放課後等デイサービスについては、児童発達支援からの継続利用が大半を占めています。

見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。 <input type="checkbox"/> 子どもの発達の状況などにあわせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業者情報の提供を行います。 <input type="checkbox"/> 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。 <input type="checkbox"/> 障害児通所支援は、障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
---------------	---

6-2 子ども・子育て支援等

(1)サービスの見込み

サービス	見込み
保育園における障害のある児童の利用	特別な支援が必要な児童を把握し、障害の程度に応じて、職員の配置等必要な調整や体制整備を図っていきます。
放課後児童クラブにおける障害のある児童の利用	放課後児童クラブの利用を希望する児童に関し、必要に応じて小学校と連携・情報共有を行い、必要な体制整備に努めていきます。

(2)確保の方策

確保の方策	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 発達が気になる子どもの早期発見や相談・支援を行うため、関係機関で連携し取り組んでいきます。<input type="checkbox"/> 津山みのり学園と連携し、巡回相談等により特別支援の保育のあり方を学ぶ指導・研修を実施していきます。<input type="checkbox"/> 保育士等の専門性の向上のため、引き続き障害児保育に関する研修や講習会を受講するなど、保育の質の向上を図ります。<input type="checkbox"/> 必要に応じ、久米南町発達障害者支援コーディネーターと情報共有を行い、連携して個別の支援ができるよう努めます。<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ支援員の指導の充実を図るため、必要な研修の受講に努めていきます。
-------	--

第7章 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や児童が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

第5期計画期間の実績等を踏まえつつ、障害のある人や児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

(1)事業内容

事業種別		概要
理解促進研修・啓発事業		障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障害に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。
自発的活動支援事業		障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
相談支援事業	相談支援事業	障害のある人等からのさまざまな相談に応じ、福祉サービスに係る情報の提供をはじめ、地域での生活をしていくための支援、権利擁護のための必要な援助、専門のサービス提供等を行う事業です。
	基幹相談機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域のさまざまな相談機関との連携強化を行う事業です。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。

事業種別	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度等利用に関する相談支援や弁護士等による法律相談等を実施するとともに、知的障害または精神障害のある人本人やその親族が、成年後見等審判の申立てを行うことが困難な場合は、町が本人や親族に代わって申立てを行い、制度の利用支援や権利擁護する事業です。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う事業です。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害がある人などを対象に、日常生活上の困難を解消するための用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、住宅改修）を給付します。
手話奉仕員養成事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人等の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する事業です。
移動支援事業	移動が困難な障害のある人（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行う事業です。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅢ型事業所において、地域に根ざした社会参加の拠点として、社会との交流を促進する事業です。
日中一時支援事業	身体障害や知的障害のある人等が、介護者（家族）に何らかの理由で介護を受けられない場合、日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行う事業です。

(2)各年度のサービス見込み量と確保の方策

図表 7-1 地域生活支援事業の見込み量

サービス種別		第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業		(実施有無)	無	無	無	無	無
自発的活動支援事業		(実施有無)	無	無	無	無	無
相談支援事業	相談支援事業	(実施か所数)	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	(設置有無)	有	有	有	有	有
	相談支援機能強化事業	(実施有無)	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	(実施有無)	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		(実利用者数/年)	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		(実施有無)	有	有	有	有	有
支意 援思 疎通 事業	手話通訳者設置事業	(設置見込み者数)	0	0	0	0	0
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(実利用者数/年)	0	0	0	0	0
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	0	0	0	0	0
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	0	0	0	1	1
	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	0	0	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	(給付件数/年)	1	0	0	0	0
	排せつ管理支援用具	(給付件数/年)	84	90	66	90	90
	居宅生活動作補助用具	(給付件数/年)	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業		(研修修了者数/年)	0	0	0	0	0
移動支援事業		(実利用者数/年)	0	0	0	0	0
		(利用時間数/年)	0	0	0	0	0
地域活動支援センター事業		(実施か所数)	1	1	1	1	1
		(実利用者数/年)	1	1	2	2	2
日中一時支援事業		(実施か所数)	5	9	9	9	9
		(実利用者数/年)	191	362	250	360	360

※令和2年度は9月実績

▼第5期における実績

日常生活用具給付等事業については、排せつ管理支援用具（ストマ装具や紙おむつ）に加え、在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器）、情報・意思疎通支援用具（盲人用時計）の支給がありました。

日中一時支援事業については、人数・利用日数ともに大幅に増加しており、理由としては、短期入所サービス利用前の体験利用や、支援学校在籍児童の利用の増加が挙げられます。

見込み量 確保の方策	<ul style="list-style-type: none">□ 専門的な知識を有する職員を配置し、困難ケースにも対応できる相談体制の確立を目指します。□ サービスを必要とする障害のある人が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。□ 相談支援事業などを通じて、事業対象者の適切な把握と事業の周知を行います。□ 障害のある人やその家族による事業活用を促進するとともに、サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保と必要な予算措置に努めます。□ 利用者負担の考え方については、応能負担の原則を踏まえた上で検討を行います。
---------------	--

第8章 障害者施策の推進

8-1 発達障害のある人等への支援

図表 8-1 発達障害のある人等への支援の見込み量

(単位:人/年)

	第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	-	-	-	1	1	1
ペアレントメンターの人数	-	-	-	0	0	1
ピアサポート活動の参加人数	-	-	-	1	1	1

※令和2年度は9月実績

実施の見込み	<input type="checkbox"/> 事業の実施は圏域で対応していきます。 <input type="checkbox"/> 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の家族等に対する支援体制の整備に努めます。 <input type="checkbox"/> 障害のある人同士や家族同士による、ピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する方への情報提供に努めます。
--------	--

8-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場

図表 8-2 協議の場等の見込み量

(単位:回/年、人/年)

	第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
協議の場の開催回数	0	0	0	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	0	0	0	10	10	10
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は9月実績

実施の見込み	<input type="checkbox"/> 津山地域自立支援協議会の部会のうち、障害のある方の地域生活等について検討する「地域生活支援部会」を協議の場と位置づけ、精神科医療機関、支援者、サービス提供事業所等による協議を行っていきます。
--------	--

(2)精神障害のある人の地域生活に必要な障害福祉サービス等の利用者数

図表 8-3 障害福祉サービス(精神障害のある人)の見込み量

(単位:人/月)

	第 5 期障害福祉計画 実績			第 6 期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	4	4	4	4	4	4
自立生活援助	0	0	0	0	0	0

※1か月あたりの利用者数

※令和 2 年度は 9 月実績

利用者の見込み	<input type="checkbox"/> 第 6 期障害福祉計画見込み量として掲げた障害福祉サービス等の利用者数の見込みのうち、精神障害のある人の分について再掲しました。
---------	---

見込み量 確保の方策	<input type="checkbox"/> 地域移行支援は、精神科病院からの退院・地域移行に際しての利用が想定されます。協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。 <input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、今後も町内及び近隣自治体の事業所の活用で対応していきます。
---------------	---

8-3 相談支援体制の充実・強化のための取組

図表 8-4 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込み量

(単位:件/年、回/年、人)

	第5期障害福祉計画 実績			第6期障害福祉計画 見込み量		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
相談支援事業者に対する 指導・助言の件数	-	-	-	-	-	-
相談支援事業者の人材育成の 支援件数	4	2	3	4	4	4
相談機関と連携強化の取組の 実施回数	15	12	9	15	15	15

※令和2年度は9月実績

実施の見込み	<input type="checkbox"/> 津山地域障害者基幹相談支援センターと連携して取り組みます。 <input type="checkbox"/> 地域自立支援協議会での事例検討など、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を実施します。 <input type="checkbox"/> 相談支援専門員を対象とした研修会等を実施し、人材育成を行います。
--------	--

資料

1 久米南町障害福祉計画策定委員会

(1)設置要綱

久米南町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 7 日

要綱第 14 号

改正 平成 25 年 3 月 26 日告示第 25 号

平成 29 年 10 月 27 日告示第 138 号

(目的及び設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく久米南町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく久米南町障害児福祉計画を策定するに当たり、事業者、教育、医療等の幅広い分野の関係機関の意見を反映させるため、久米南町障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業内容)

第 2 条 委員会は、次のことを行う。

- (1) 障害者及び障害児の現状、課題やその対策の実施状況把握に関すること。
- (2) 社会における雇用等支援体制に関すること。
- (3) 保健、医療、福祉、企業の連携に関すること。
- (4) その他計画策定にあたって必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員会の会長は、委員の互選により選任する。

3 委員は、別に定める関係機関からの推薦に基づき、町長が委嘱する。

(会長の職務)

第 4 条 会長は、委員会を掌握し、委員会を代表する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議において必要と認めるときは、関係者等の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、久米南町保健福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

(久米南町障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 久米南町障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成14年久米南町要綱第1号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月26日告示第25号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月27日告示第138号)

この告示は、告示の日から施行する。

(2)委員名簿

委員名	所属団体
南 直樹	久米南町議会厚生産業常任委員長
秋田 秀俊	久米南町医師代表
山岡 格史	岡山県立誕生寺支援学校 校長
岸本 道雄	久米南町身体障害者福祉協議会 会長
山本 久子	久米南町身体障害者相談員 (久米南町身体障害者福祉協議会副会長)
◎ 岸 順子	久米南町知的障害者相談員 (久米南町民生委員児童委員協議会副会長)
高山 卓也	救護施設ニュー三楽園 園長
○笹井 恵介	つやま地域生活支援センターつばさ 管理者
下山 繁樹	地域生活支援センターネクスト津山 所長
福田 美子	久米南町社会福祉協議会事務局長

(敬称略)

順不同

◎：会長 ○：副会長

2 計画策定経過

令和2年	11月	障害福祉サービス提供事業所調査の実施
	11月 30日	第1回久米南町障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長選出 ・計画の基本的な考え方について ・障害福祉サービス提供事業所調査の結果について
	12月 21日 ｝	パブリックコメント
令和3年	1月 21日	
	2月 10日	第2回久米南町障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について

第6期久米南町障害福祉計画
第2期久米南町障害児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：岡山県 久米南町

編集：久米南町 保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

TEL 086-728-4411

FAX 086-728-4414

(E-mail) hokenfukushi@town.kumenan.lg.jp
